

お知らせ 各種相談

「令和4年就業構造基本調査」を実施します

10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、統計法(国の統計に関する基本的な法律)で回答が義務付けられている、国の重要な統計調査です。調査結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。調査をお願いする世帯には、9月下旬に顔写真付きの調査員証を携行した統計調査員が伺い、調査書類をお配りします。なお、ご不在等の場合は、郵便受け等に投函させていただきます。より便利に皆様にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することが可能となっていますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。(回答を記入した紙の調査票を、郵送で提出することも可能です。)

問合せ 総務課 ☎ 6977-9626

後期高齢者医療制度の改正に伴い、9月に被保険者証(黄色)を送付します

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証(黄色)を9月中旬ごろに送付します。被保険者証(黄色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。9月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お住まいの区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(水色)は10月1日から使えなくなりますのでご注意ください。10月の制度改正により、住民税課税所得が28万円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となりますが、施行後3年間は外来の月々の負担増加額を最大3,000円までに抑え、差額を後日、高額療養費として払い戻す配慮措置があります。2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方は、令和4年9月下旬に大阪府後期高齢者医療広域連合から、事前に口座を登録するための申請書が送付される予定ですので、届いた方は提出をお願いします。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

学校選択制のご案内

学校選択制とは、入学する市立の小・中学校について、子どもや保護者の希望を尊重し、学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができる制度です。ただし、これまでどおりお住まいの校区(いわゆる地元)の学校には必ず入学することができます。

- 小学校** お住まいの校区の学校と隣接する校区の学校(区内)から選択できます。(隣接区域選択制)
- 中学校** 区内のすべての学校から選択できます。(自由選択制)

対象の方には、9月初旬までに冊子「学校案内」と「学校選択制希望調査票」をお届けします。

対象 令和5年度に市立小・中学校入学予定の区内在住の児童・生徒

締切 「学校選択制希望調査票」を10月28日(金)までにご返送ください。

また、学校選択制の制度説明会を次のとおり開催します。参加をご希望される方は、冊子「学校案内」をご持参のうえお越しください。

日時 **【第1回】9月8日(木) 14:00~**  
**【第2回】9月27日(火) 18:30~**

※各回とも同一内容のため、ご希望の方はどちら

らか一方にご参加ください。

場所 コミ協ひがしなり区民センター6階 小ホール

なお、9月から10月にかけて、各小・中学校において学校公開・学校説明会が開催されます。詳細は冊子「学校案内」をご覧ください。

問合せ 市民協働課  
☎ 6977-9005



古い住宅の解体・建替え費用等を補助します!

一定の要件を満たす解体・建替え・防災空地整備について補助します(限度額あり)。

- 1解体:** 対策地区内において、幅員4m未満の道路等に面する昭和25年以前建築の木造住宅(重点対策地区では幅員6m未満の道路等に面する昭和56年5月31日以前建築の木造住宅)を解体する場合、解体費の一部を補助
- 2戸建住宅への建替え:** 対策地区内において、未接道敷地等を解消するために隣地を平成30年4月1日以降に取得し、戸建住宅に建替える場合、設計費、解体費等の一部を補助
- 3集合住宅への建替え:** 重点対策地区内において、古い建物を集合住宅に建替える場合、設計費、解体費、共同施設整備費の一部を補助
- 4防災空地整備:** 重点対策地区内において、幅員6m未満の道路等に面した昭和56年5月31日以前建築の木造住宅を解体し防災空地として活用する場合、解体

費・空地整備費の一部を補助(土地の固定資産税・都市計画税は非課税になります)  
詳細はお問い合わせください。

問合せ **123** 都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口  
☎ 6882-7053 FAX 6882-0877  
**4** 都市整備局市街地整備部住環境整備課・密集市街地整備担当  
☎ 6208-9235 FAX 6202-7025

ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」出店者の募集

開催日時 **11月3日(木・文化の日)**  
**11:30~14:30** ※雨天中止

入場無料  
出店無料

場所 大阪城公園 太陽の広場  
所在地 中央区大阪城3(JR環状線「大阪城公園」駅、Osaka Metro中央線「森ノ宮」駅、Osaka Metro長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅)  
出店資格 営利を目的としないアマチュアの方で区内在住の方に限ります。  
出店品 家庭で不用となった品物に限ります。(ただし出品できないものもあります。)  
募集数 各区20店(申込多数の場合は抽選)  
申込 往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・出品するものを明記し、東部環境事業センター(〒544-0013 生野区巽1-1-4)へ郵送してください。9月16日(金)必着。  
問合せ 東部環境事業センター  
☎ 6751-5311 FAX 6753-3041



東成区役所での各種無料相談(9月1日~10月10日)

対象 大阪市民の方

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内容	日時	申込み・問合せ
<b>弁護士による法律相談</b> 定員 8人	9月 1日、8日、15日、22日、29日 10月 6日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>司法書士による法律相談</b> (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	9月 25日(日) 9:30~12:30	事前予約 9月22日(木)までに区役所3階総務課窓口または電話で予約受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>行政相談</b> (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	9月 16日(金) 13:00~15:00	事前予約 9月9日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>行政書士による市民相談</b> (遺言書や相続、成年後見等の相談)	9月 7日(水) 13:00~16:00 10月 5日(水) 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>不動産相談</b>	9月 9日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>社会保険労務士相談</b> (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	9月 21日(水) 13:00~16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
<b>ひとり親家庭相談</b>	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
<b>相談支援員による不安や心配ごとの相談</b>	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) ☎6977-9126
<b>専門相談員による人権相談</b> (インターネット上の差別書き込み等に関する人権相談も受け付けています)	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30 人権相談メールフォーム
<b>花と緑の相談</b> ※中止の場合があります。	9月 14日(水) 14:00~15:30	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 真田山公園事務所 ☎6761-1770

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。